

	分類	問い合わせ内容	回答
(1)	交付申請	申請の受付は先着順か。	申請書類を受理した順となります。なお、申請書類に不備等があった場合は、修正または追加書類の提出を依頼しますので、ご承知おきください。
(2)	交付申請	1事業者あたり、5件までと申請上限を設けたのはなぜか。	更なるZEH普及に向けて、幅広い事業者(中小工務店)にZEHの施工をしていただくため、1事業者あたりの申請上限を設けています。
(3)	交付申請	国が実施する「みらいエコ住宅事業」等の補助制度と併用できるか。	併用可能です。 国の補助金を受ける場合、事業概要書(第1号様式別紙)に申請予定額の御記入をお願いします。 なお、国の補助金における併用可否については国の補助制度を御確認をお願いします。
(4)	交付申請	補助対象住宅の取得に伴い設置した設備(エネファーム、蓄電システム等)について、県(県費)で実施されている同じ設備に対する補助制度がある場合、併用はできるか。	併用はできません。 そのため併用して補助金申請を行う場合は、補助対象設備が重複していないか確認のうえ、申請してください。
(5)	交付申請	市町村の補助金と併用できるか。	市町村の補助金との併用も可能ですが、市町村の規定で県の補助金との併用を不可としている場合がありますので、御利用を検討されている市町村の補助制度の御確認をお願いします。 なお、県費が入っている補助制度(住宅用設備等脱炭素化促進事業)を活用する場合は、補助対象住宅の取得に伴い設置した設備は申請できませんのでご注意ください。 設備例:エネファーム、蓄電システム等
(6)	交付申請	申請書(第1号様式)への押印は必要か。	押印不要となります。
(7)	交付申請	共同事業実施規約(第2号様式)には押印は必要か。	署名または記名押印が必要になります。
(8)	交付申請	工事請負契約書について、交付申請の段階で補助金額を踏まえた契約金額とする必要があるか。	交付申請では、補助額を踏まえた契約額金額とする必要はありません。 現契約の契約金額にて交付申請書にご記載ください。
(9)	交付申請	交付申請手続きの際に住民票の写しは必要か。	交付申請時には不要です。ただし、事業完了後の実績報告書の提出時に必要となりますので、御注意ください。
(10)	交付申請	共同事業者において、申請書(第1号様式)と誓約書(第4号様式)の所在地とは、現住所を記載するのか。それとも転居後(建築予定地)の住所を記載するのか。	現住所(住民票上の住所)を記載してください。
(11)	交付申請	建設工事請負契約または売買契約書は、申請受付開始日以降の日付でないといけないのか。	本補助金の申請受付前に中小工務店と契約した場合であっても申請可能となります。
(12)	交付申請	建築確認を行う前に申請してもよいか。	申請には建築確認に係る書類を必要としないため、申請可能となります。
(13)	交付申請	補助事業の着手とは、どの時点からをいうか。	新築(建売を除く)または既存住宅の改修の場合には、「工事開始日」が着手となり、令和8年4月1日以降に着手した事業について申請可能としています。また、原則、工事着手後30日以内に申請書類の提出をお願いします。 新築(建売)の場合には、「住宅の引渡し日」が着手となります。
(14)	交付申請	ZEHの建築や販売を行おうとする事業者は、県にビルダー登録する必要があるか。(国が実施する補助制度のZEHビルダー登録のような制度はあるか。)	ZEHビルダーのような登録制度はありませんので、必要ありません。
(15)	交付申請	法人事業税・県民税の納税証明書はどこで取得できるか。	主たる事業所が所在する市区町村を管轄されている県税事務所にて納税証明書を取得してください。(個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税)
(16)	交付申請	共同事業者の個人県民税等の納税証明書の提出も必要か。	提出は必要になります。 個人県民税の納税証明書はお住いの市町村にて取得してください。
(17)	交付申請	ZEH+等とするために設置する蓄電システム等の設備の要件はどのように確認したら良いか。	本補助金の交付要綱、募集要領及び以下URLより国の補助金の設備要件を御確認ください。 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業) 公募要領(個人申請編) p39～p44 https://zehweb.jp/assets/doc/R08ZEH_moe_koubouyouryou_koin.pdf

	分類	問い合わせ内容	回答
(18)	交付申請	交付決定通知書は、施工業者(中小工務店)宛てに送付されるのか。	交付決定通知書は、申請者(中小工務店)宛てに電子メールにて送付します。なお、電子メールでの受領が困難な場合は、郵送にて送付します。
(19)	事業変更	交付決定を受けた住宅の仕様が変更となった場合、事業完了前の変更申請は必要か。	県からの変更承認を受けずに変更することは原則として認められません。ただし、真にやむを得ない事情等により変更を要する事態となった場合には、県へ御相談ください。なお、県への相談を行わずに事業の変更を行った場合、交付決定の取り消すことがあります。
(20)	事業変更	交付決定を受けた住宅の仕様等に変更せず、契約金額のみ変更となった場合、変更申請は必要か。	契約金額の変更が生じた場合は変更申請が必要になります。その場合は事前に県へ相談後、変更契約を締結し、県へ必要書類とともに変更申請を提出してください。
(21)	事業完了	いつまでに事業完了していればよいか。	令和9年3月12日までに工事完了、住宅の引渡し、代金の支払いの全てを終え、実績報告書を提出する必要があります。
(22)	事業完了	実績報告書を提出する日までに、補助対象住宅に居住していなければならないのか。	事業が完了し、実績報告書提出の段階で取得した住宅に居住している必要があります。居住開始日までに住民票の手続きを行ってください。
(23)	事業完了	交付された補助金はどのように共同事業者(建築主)に還元すればよいか。	原則、建築代金の最終支払いの一部に充当することで建築主に還元してください。なお県から施工業者(中小工務店)へ補助金の支払われるまでの間、施工業者(中小工務店)は補助額分の金額の請求について留保する必要があります。
(24)	事業完了	実績報告書を提出してから、どのくらいの期間で県からの支払いがなされるのか。	実績報告書の提出後、県において審査し、適正の場合、2週間程度で額の確定通知を申請者(中小工務店)へ送付します。その後、申請者(中小工務店)から請求書を提出いただき、2週間程度で支払いを行う予定です。そのため、実績報告書の提出から支払いまでは、1か月程度要します。
(25)	事業完了	交付決定後に、当初の完了予定日までに事業が完了しない見通しとなった場合、どうすればよいか。	速やかに県へ御相談ください。なお、真にやむを得ない場合を除き、令和9年3月12日までに実績報告書の提出ができない場合、交付決定の取り消すことがあります。